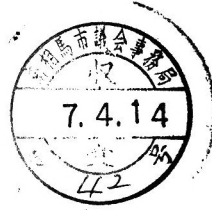


様式第10号(第6条関係)



令和7年4月14日

南相馬市議会議長

会派名 無会派  
代表者名 郡 俊彦

令和6年度政務活動費収支報告書

南相馬市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

令和 6 年度政務活動費収支報告書

会派名 無会派 郡 俊彦

1 収入

(単位：円)

| 項 目       | 金 額     | 備 考 |
|-----------|---------|-----|
| 政 務 活 動 費 | 240,000 |     |
| 預 金 利 子   | 0       |     |
| 会 派 負 担 金 | 168,036 |     |
| 合 計       | 408,036 |     |

2 支出

(単位：円)

| 項 目      | 金 額     | 備 考            |
|----------|---------|----------------|
| 調査研究費    |         |                |
| 研修費      |         |                |
| 広報費      | 300,798 | 会報紙新聞折込料       |
| 広聴費      | 6,000   | 報告会会場使用料       |
| 要請・陳情活動費 |         |                |
| 会議費      |         |                |
| 資料作成費    | 101,238 | コピー用紙、封筒、コピー代等 |
| 資料購入費    |         |                |
| 人件費      |         |                |
| 事務所費     |         |                |
| 合 計      | 408,036 |                |

(注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

2 会計帳簿の写し及び領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

3 残金 0 円

## 令和6年度 政務活動費 会計帳簿

会派名 無会派 郡 俊彦

| 年月日 |   |    | 摘 要           | 収 入     | 支 出    | 残 高     |
|-----|---|----|---------------|---------|--------|---------|
| 6   | 4 | 30 | 政務活動費         | 240,000 |        | 240,000 |
| 6   | 5 | 7  | 広報費(新聞折込料)    |         | 10,010 | 229,990 |
| 6   | 5 | 8  | 広報費(新聞折込料)    |         | 10,010 | 219,980 |
| 6   | 5 | 8  | 広報費(新聞折込料)    |         | 27,720 | 192,260 |
| 6   | 5 | 8  | 広報費(新聞折込料)    |         | 4,813  | 187,447 |
| 6   | 5 | 9  | 資料作成費(用紙代)    |         | 12,138 | 175,309 |
| 6   | 5 | 19 | 広聴費(会場使用料)    |         | 1,800  | 173,509 |
| 6   | 7 | 3  | 広報費(新聞折込料)    |         | 21,560 | 151,949 |
| 6   | 7 | 3  | 資料作成費(用紙代)    |         | 3,828  | 148,121 |
| 6   | 7 | 12 | 資料作成費(用紙代)    |         | 11,484 | 136,637 |
| 6   | 7 | 31 | 資料作成費(用紙代)    |         | 15,312 | 121,325 |
| 6   | 8 | 2  | 資料作成費(用紙代)    |         | 7,656  | 113,669 |
| 6   | 8 | 3  | 広報費(新聞折込料)    |         | 27,720 | 85,949  |
| 6   | 8 | 3  | 広報費(新聞折込料)    |         | 4,812  | 81,137  |
| 6   | 8 | 3  | 広報費(新聞折込料)    |         | 8,855  | 72,282  |
| 6   | 8 | 19 | 資料作成費(事務用消耗品) |         | 654    | 71,628  |

領収書 資料NO.

資料No.1

資料No.1

資料No.1

資料No.1

資料No.2

資料No.3

資料No.1

資料No.2

資料No.2

資料No.2

資料No.2

資料No.1

資料No.1

資料No.1

資料No.2

|   |    |    |               |  |        |         |        |
|---|----|----|---------------|--|--------|---------|--------|
| 6 | 8  | 22 | 資料作成費(事務用消耗品) |  | 2,591  | 69,037  | 資料No.2 |
| 6 | 8  | 25 | 資料作成費(コピー代)   |  | 5,820  | 63,217  | 資料No.2 |
| 6 | 8  | 25 | 広聴費(会場使用料)    |  | 2,400  | 60,817  | 資料No.3 |
| 6 | 9  | 5  | 資料作成費(用紙代)    |  | 11,835 | 48,982  | 資料No.2 |
| 6 | 11 | 2  | 広報費(新聞折込料)    |  | 10,010 | 38,972  | 資料No.1 |
| 6 | 11 | 2  | 広報費(新聞折込料)    |  | 4,812  | 34,160  | 資料No.1 |
| 6 | 11 | 2  | 広報費(新聞折込料)    |  | 27,720 | 6,440   | 資料No.1 |
| 6 | 11 | 2  | 広報費(新聞折込料)    |  | 8,855  | 2,415   | 資料No.1 |
| 6 | 11 | 11 | 資料作成費(用紙代)    |  | 4,734  | 7,149   | 資料No.2 |
| 6 | 11 | 12 | 資料作成費(用紙代)    |  | 11,835 | 18,984  | 資料No.2 |
| 6 | 11 | 13 | 広報費(新聞折込料)    |  | 22,330 | 41,314  | 資料No.1 |
| 6 | 11 | 17 | 資料作成費(コピー代)   |  | 6,250  | 47,564  | 資料No.2 |
| 6 | 11 | 17 | 広聴費(会場使用料)    |  | 1,800  | 49,364  | 資料No.3 |
| 6 | 11 | 27 | 広報費(新聞折込料)    |  | 33,110 | 82,474  | 資料No.1 |
| 6 | 11 | 30 | 広報費(新聞折込料)    |  | 11,165 | 93,639  | 資料No.1 |
| 6 | 12 | 27 | 広報費(新聞折込料)    |  | 11,165 | 104,804 | 資料No.1 |
| 6 | 12 | 27 | 資料作成費(用紙代)    |  | 11,835 | 116,639 | 資料No.2 |
| 7 | 2  | 3  | 広報費(新聞折込料)    |  | 4,812  | 121,451 | 資料No.1 |

|   |   |   |            |         |         |         |
|---|---|---|------------|---------|---------|---------|
| 7 | 2 | 3 | 広報費(新聞折込料) |         | 27,720  | 149,171 |
| 7 | 2 | 3 | 広報費(新聞折込料) |         | 8,855   | 158,026 |
| 7 | 2 | 4 | 広報費(新聞折込料) |         | 10,010  | 168,036 |
|   |   |   | 自己負担       | 168,036 |         |         |
|   |   |   |            | 408,036 | 408,036 | 0       |

資料No.1

資料No.1

資料No.1

## 領 収 証

郡 俊彦

様

No. \_\_\_\_\_

金 額

710010-

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 4ラシ折込料

R6年 5月 7日 上記正に領収いたしました

消費税額等(10%)

910

消費税額等(%)

読売新聞 原町南部サービスセンター  
 福島民友 末永新聞 店  
 日本経済 所 長 末 永  
 〒975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目  
 TEL 23-355

収入印紙

登録番号 T7810725396145

GR095223

## 領 収 証

郡

様

No. \_\_\_\_\_

★

727720-

但

4ラシ折込料として

R6年 5月 8日 上記正に領収いたしました

内訳

税率

金額(税抜・税込)

%

消費税額等

税率

金額(税抜・税込)

%

消費税額等

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒975-0004

福島県南相馬市原町区旭町三丁目30番地

有限 藤原新聞 店

TEL (0244) 22-25

FAX (0244) 22-255

登録番号 T8-3800-0202-9059

## 領 収 証

郡 俊彦

様

No. 30

金 額

710010-

収 入

印 紙

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 振込料として 2600円 5/8入

R6年 5月 8日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

有限会社 石倉新聞 店

代表取締役 宗形 幸子

〒975-0008 福島県南相馬市原町区本町1丁目44番地

TEL 0244-24-3209

FAX 0244-24-3578

係印

コクヨ ウケ-390

# 領収証

T2380001019867

郡 俊彦

様 R6 年 5 月 8 日

領収金額

¥ 4,813

収 入  
印 紙

5/8 付折込み

上記の金額正に領収いたしました。

| 内 訳                                 | 品 目          | 数 量   | 単 価 | 金 額   |
|-------------------------------------|--------------|-------|-----|-------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | チラシ折込料       |       |     |       |
| <input type="checkbox"/>            | 新聞購読料        | 1,250 | 3.5 | 4,375 |
|                                     | 消 費 税<br>10% |       |     | 438   |

係 印

毎日新聞・福島民報・スポニチ・日本経済新聞・産経新聞・サンスポ・河北新報

(株)浪江新聞販売センター

〒979-1525 福島県双葉郡浪江町高瀬字穴田3番地  
八島運送株内

(株)浪江新聞販売センター小高店

〒979-2111 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115  
TEL (0244) 32-0323 FAX (0244) 32-0132

代表取締役 林

富士雄

# 領収証

郡 俊彦

様

No.

金額

¥ 21,560

収 入  
印 紙

内訳 2800x2

但 6/16, 7/4 7折正引

現金

6 年 7 月 3 日 上記正に領収いたしました

小切手

手形

〒979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目86

有限会社 鹿島新聞販売センター

代表取締役 原田 俱 系

TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-2025

係印

消費税額等(40%)

19,600-  
1,960-

コケヨ ウケ-390

T5380002029169

# 領 収 証

郡

様

No.

★

727,720-

但 テラシ折込料として

R6 年 8 月 3 日 上記正に領収いたしました

| 内訳 | 税率 | 金額(税抜・税込) |
|----|----|-----------|
|    | %  | 消費税額等     |
| 内訳 | 税率 | 金額(税抜・税込) |
|    | %  | 消費税額等     |

〒975-0004

福島県南相馬市原町区旭町三丁目30番地

有限 藤原新聞店

TEL (0244) 22-25

FAX (0244) 22-25

収 入  
印 紙

コケヨ ウケ-1097

登録番号 T8-3800-0202-9059

# 領収証

T2380001019867

郡

様 R6 年 8 月 3 日

領収金額

¥ 4,812

収入  
印紙

8/4 付折込み

上記の金額正に領収いたしました。

| 内 訳                                 | 品 目          | 数 量 | 単 価   | 金 額   |
|-------------------------------------|--------------|-----|-------|-------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | チラシ折込料       | 3.5 | 1,250 | 4,375 |
| <input type="checkbox"/>            | 新聞購読料        |     |       |       |
|                                     | 消 費 税<br>10% |     |       | 437   |

係 印

毎日新聞・福島民報・スポニチ・日本経済新聞・産経新聞・サンスポ・河北新報

(株) 浪江新聞販売センター

〒979-1525 福島県双葉郡浪江町高瀬字穴田3番地  
八島運送棟内

(株) 浪江新聞販売センター小高店

〒979-2111 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115  
TEL (0244) 32-0323 FAX (0244) 32-0132

代表取締役 林

富士雄

# 領収証

T9380002028019

郡 俊彦

様

No. 8

金 額

¥ 8,855 -

収入  
印紙

内 訳

現金

小切手

手 形

但 折込料 2300 円 8/4 入

R6 年 8 月 3 日 上記正に領収いたしました

有限会社 石倉新聞店

代表取締役 幸子

〒975-0008 福島県南相馬市小高区本町1丁目44番地

TEL 0244-3209

FAX 0244-3578

消費税額等(10%)

886

コクヨ ケー-390

# 領収証

郡 俊彦

様

No.

金 額

¥ 10,010 -

内 訳

現金

小切手

手 形

但 折込料

R6 年 11 月 2 日 上記正に領収いたしました

販売新聞 原町南部サービスセンター

福島民友 未 永 新聞 店

日本経済 所 長 未 永

〒975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目

TEL 23-35

収入印紙

消費税額等(%)

消費税額等(%) 910

登録番号

T7810725396145

GRC95223

# 領収証

T2380001019867

郡

様

R6年11月2日

領収金額

4,812

収入  
印紙

1/3付折込み

上記の金額正に領収いたしました。

| 内<br>訳                              | 品 目       | 数 量   | 単 価 | 金 額   |
|-------------------------------------|-----------|-------|-----|-------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | チラシ折込料    |       |     |       |
| <input type="checkbox"/>            | 新聞購読料     | 1,250 | 3.5 | 4,375 |
|                                     | 消 費 税 10% |       |     | 437   |

係 印

毎日新聞・福島民報・スポニチ・日本経済新聞・産経新聞・サンスポ・河北新報

(株)浪江新聞販売センター

〒979-1525 福島県双葉郡浪江町高瀬字穴田3番地  
八島運送管内

(株)浪江新聞販売センター小高店

〒979-2111 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115  
TEL (0244) 32-0323 FAX (0244) 32-0132

代表取締役 林

富士雄

# 領 収 証

No. \_\_\_\_\_

郡

様

2024年11月2日

★ 427720

但折込米4として

上記正に領収いたしました

〒975-0004

福島県南相馬市原町区旭町三丁目30番地

有限 藤原新聞店

代表取締役 藤原 広幸

TEL (0244) 22-2515

FAX (0244) 22-2550

登録番号 T8-3800-0202-9059

内 訳

税抜金額

消費税額 (%)

税抜金額

消費税額 (%)

# 領収証

T9380002028019

郡 俊彦

様

No. 21

金 額

¥8855

収 入

印 紙

内 訳

現金

小切手

手 形

但折込料 2300枚 1/3入

R6年11月2日 上記正に領収いたしました

有限会社 石倉新聞店

代表取締役 石倉 幸子

〒975-0008 福島県南相馬市小高区本町1丁目44番地

TEL 3209

FAX 3578

消費税額等(10%) 885

コクヨ ケー-390

## 領 収 証

郡 俊 新

様

No. \_\_\_\_\_

★

¥ 22,330-

但

7/14, 8/21 折込済代り 2900円×2

6 年 11 月 13 日 上記正に領収いたしました 登録番号

T5380002029169

内訳

|     |           |
|-----|-----------|
| 税率  | 金額(税抜・税込) |
|     | 20,300-   |
| 10% | 消費税額等     |
|     | 2,030-    |
| 税率  | 金額(税抜・税込) |
|     |           |
| %   | 消費税額等     |
|     |           |

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目36

有限会社 鹿島新聞販売センター

代表取締役 原田 俱 系

TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-2025

## 領 収 証

郡 俊 新

様

No. \_\_\_\_\_

★

¥ 33,110-

但

9/8, 11/12, 11/14 折込済代り

6 年 11 月 27 日 上記正に領収いたしました 登録番号

内訳

|     |           |
|-----|-----------|
| 税率  | 金額(税抜・税込) |
|     | 30,100-   |
| 10% | 消費税額等     |
|     | 3,010-    |
| 税率  | 金額(税抜・税込) |
|     |           |
| %   | 消費税額等     |
|     |           |

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目36

有限会社 鹿島新聞販売センター

代表取締役 原田 俱 系

TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-2025

## 領 収 証

郡 俊 新

様

No. \_\_\_\_\_

★

¥ 11,165-

但

12/1 × 折込済代り

6 年 11 月 30 日 上記正に領収いたしました 登録番号

T5380002029169

内訳

|     |           |
|-----|-----------|
| 税率  | 金額(税抜・税込) |
|     | 10,150-   |
| 10% | 消費税額等     |
|     | 1,015-    |
| 税率  | 金額(税抜・税込) |
|     |           |
| %   | 消費税額等     |
|     |           |

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒979-2334 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目36

有限会社 鹿島新聞販売センター

代表取締役 原田 俱 系

TEL 0244-46-1136 FAX 0244-46-2025

## 領 収 証

様 No. \_\_\_\_\_

★

郡 俊彦  
¥ 11,165-

但

1/5 × 折込代り

T5380002029169

内 訳

税率

金額(税抜・税込)

10,150 - 3.5% = 2900 枚

%

消費税額等

1015-

税率

金額(税抜・税込)

%

消費税額等

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒973-2581 福島県南相馬市原町区西町一丁目30  
有限会社 鹿島新聞販売センター  
代表取締役 原 隆 昌 泰  
TEL 0241-46-1136 FAX 0241-46-2025

## 領 収 証

T2380001019867

郡

様 R7 年 2 月 3 日

領 収 金 額

¥ 4,812

収 入  
印 紙

2/4 付折込み

上記の金額正に領収いたしました。

| 内 訳                                 | 品 目          | 数 量   | 単 価 | 金 額   |
|-------------------------------------|--------------|-------|-----|-------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | チラシ折込料       | 1,250 | 3.5 | 4,375 |
| <input type="checkbox"/>            | 新聞購読料        |       |     |       |
|                                     | 消 費 税<br>10% |       |     | 437   |

係 印

毎日新聞・福島民報・スポニチ・日本経済新聞・産経新聞・サンスポ・河北新報

(株) 浪江新聞販売センター

〒979-1525 福島県双葉郡浪江町高瀬字穴田3番地  
八島運送(株)内

(株) 浪江新聞販売センター小高店

〒979-2111 福島県南相馬市小高区仲町1丁目115  
TEL (0244) 32-0323 FAX (0244) 32-0132

代表取締役 林

富士雄

## 領 収 証

様 No. \_\_\_\_\_

★

郡  
¥ 27,720.-

但

チラシ折込料として

内 訳

現金

小切手

手 形

R7 年 2 月 3 日 上記正に領収いたしました

〒975-0004

福島県南相馬市原町区旭町三丁目30番地

有限 藤原新聞店

TEL (0244) 22-25345

FAX (0244) 22-25340

消費税額等(%)

登録番号 T8-3800-0202-9059

コクヨ ウケ-98

収入印紙

領収証

郡 俊彦 様

No. 22

金額

78855-

収入

印紙

内訳

現金

小切手

手形

但 送料 2300円 2/4付

R7年 2月 3日 上記正に領収いたしました

消費税額等 (%)

有限会社 石倉新聞店

代表取締役 宗 隆 子

〒975-0008 福島県南相馬市原町区栄町2丁目44番地

TEL 0244-24-3303

FAX 0244-24-3313

係印

コクヨ ウケ-390

T9380002028019

領収証

郡 俊彦 様

No. \_\_\_\_\_

内訳

現金

小切手

手形

但 送料 10010-

R7年 2月 4日 上記正に領収いたしました

消費税額等 (10%)

910

販売新聞 原町南部サービスセンター

福島民友 末 永 新聞 店

日本経済 所 長 末 永 祥

〒975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目12

TEL 23-3551

収入印紙

コクヨ ウケ-98

T7810725396145



## 郡様 領収証 (クレジット利用)

2024年05月09日

\* 領収証明細 \*

2024年05月09日(木)15:51 レシ0001

責No0000106620221066

240202内IDK コピー用紙 B  
3コX単3828 ¥11,484230112内クラフト封筒長型3号  
2コX単327 ¥654

合計 ¥12,138

(内10% 対象額 ¥12,138)

(内10% ¥1,103)

(内税計 ¥1,103)

(税合計 ¥1,103)

お買上点数 5点

\*\*\*\*\*ポイント情報印字開始\*\*\*\*\*

ポイント明細

お買上ポイント 110P

合計ポイント 110P

前回ポイント 448P

引換券発行ポイント 500P

総ポイント 58P

会員番号 2500002423596

\*\*\*\*\*ポイント情報印字終了\*\*\*\*\*

シートNo9476 店No00144

¥12,138-

上記正に領収しました(消費税等 1103円を含みます)

明細部分の印は軽減税率(8%)適用商品です

株式会社ダイユーエイト 南相馬鹿島店

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

TEL 0244-67-1250

※保管上のお願い 登録番号: T9380001000795

財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

0001-2745-

## 郡様 領収証

2024年07月03日(水)

¥3,828-

上記正に領収しました(消費税等 348円を含みます)

明細部分の印は軽減税率(8%)適用商品です

株式会社ダイユーエイト 南相馬鹿島店

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

TEL 0244-67-1250

※保管上のお願い 登録番号: T9380001000795

財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

0002-5982-6431

\* 領収証明細 \*

2024年07月03日(水)09:16 レシ0002

責No0000001520081040

240202内IDK コピー用紙 ¥3,828

合計 ¥3,828

(内10% 対象額 ¥3,828)

(内10% ¥348)

(内税計 ¥348)

(税合計 ¥348)

お買上点数 1点

\*\*\*\*\*ポイントコマーシャル印字\*\*\*\*\*

未付与P対象 ¥3,480

ポイント明細

お買上ポイント 34P

合計ポイント 34P

\*\*\*\*\* 会員募集中心! \*\*\*\*\*

シートNo6431 店No00144

## 郡様 領収証 (クレジット利用)

2024年07月12日(金)

¥11,484-

上記正に領収しました(消費税等 1044円を含みます)

明細部分の印は軽減税率(8%)適用商品です

株式会社ダイユーエイト 南相馬鹿島店

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

TEL 0244-67-1250

※保管上のお願い 登録番号: T9380001000795

財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

0002-6041-8270

\* 領収証明細 \*

2024年07月12日(金)11:26 レシ0002

責No0000001520081040

240202内IDK コピー用紙 B

3コX単3828 ¥11,484

合計 ¥11,484

(内10% 対象額 ¥11,484)

(内10% ¥1,044)

(内税計 ¥1,044)

(税合計 ¥1,044)

お買上点数 3点

\*\*\*\*\*ポイント情報印字開始\*\*\*\*\*

ポイント明細

お買上ポイント 104P

合計ポイント 104P

前回ポイント 296P

総ポイント 400P

会員番号 2500002423596

\*\*\*\*\*ポイント情報印字終了\*\*\*\*\*

シートNo8270 店No00144

領収証 (クレジット利用) 2024年07月31日 (金)

様 領収 証 (クレジット利用) 2024年07月31日 (金)

¥15,312- (税込)

上記正に領収しました (消費税等 1392円を含みます)

明細部分の◆印は軽減税率 (8%) 適用商品です

株式会社ダイユーエイト 南相馬鹿島店

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

TEL 0244-67-1250

※保管上のお願い 登録番号: T9380001000795

財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

0001-3794-84

\* 令頁収又証日月糸田 \*

2024年07月31日 (水) 16:40 ｼﾞ\*0001

責No0000106620221066

240202内 I D K コピー用紙 B

4コX単3828 ¥15,312

420408◆三ツ矢サイダー缶 ¥1,382

010710内すきまテープS 2 ¥162

合計 ¥16,856

(内10% 対象額 ¥15,474)

(内10% ¥1,406)

(内8% 対象額 ¥1,382)

(内8% ¥102)

(内税計 ¥1,508)

(税合計 ¥1,508)

お買上点数 6点

領収証 (クレジット利用) 2024年08月02日 (金)

様 領収 証 (クレジット利用) 2024年08月02日 (金)

¥7,656- (税込)

上記正に領収しました (消費税等 696円を含みます)

明細部分の◆印は軽減税率 (8%) 適用商品です

株式会社ダイユーエイト 原町店

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

TEL 0244-25-3220

※保管上のお願い 登録番号: T9380001000795

財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

0001-5402-9534

\*\*\*\*\*ポイント情報印字開始\*\*\*\*\*

ポイント明細

お買上ポイント 153P

合計ポイント 153P

前回ポイント 130P

総ポイント 283P

会員番号 2500002423596

\*\*\*\*\*ポイント情報印字終了\*\*\*\*\*

シートNo8409 店No00144

\* 令頁収又証日月糸田 \*

2024年08月02日 (金) 10:52 ｼﾞ\*0001

責No0000061120231019

240202内 I D K コピー用紙 B

2コX単3828 ¥7,656

合計 ¥7,656

(内10% 対象額 ¥7,656)

(内10% ¥696)

(内税計 ¥696)

(税合計 ¥696)

お買上点数 2点

\*\*\*\*\*ポイント情報印字開始\*\*\*\*\*

ポイント明細

お買上ポイント 69P

合計ポイント 69P

前回ポイント 321P

総ポイント 390P

会員番号 2500002423596

\*\*\*\*\*ポイント情報印字終了\*\*\*\*\*

シートNo9534 店No00156

DAIYU HOME CENTER

8ダイユーエイト

南相馬鹿島店 TEL 0244-67-1250

登録番号 T9380001000795

いつもご利用頂き誠にありがとうございます

ございます。商品の返品はレシートを

ご持参の上、1週間以内に当店下

2024年08月19日 (月) 18:45 ｼﾞ\*0001

責No0000006501440065

230112内クラフト封筒長型3号

2コX単327 ¥654

A111402内エリエールイーナソフト

2コX単547 ¥1,094

\*\*\*\*\*まとめ値引き \*\*\*\*\*

AエリエールS (2個) -16

¥1094から ¥1078に致します

合計 ¥1,732

(内10% 対象額 ¥1,732)

(内10% ¥157)

(内税計 ¥157)

(税合計 ¥157)

クレジット ¥1,732

お釣り ¥0

お買上点数 4点

CAINZ

相馬店 TEL 0244-35-1000

領収証

いらっしゃいませ

当店ではアルバイトを募集中です

詳細は店舗担当までご連絡下さい

TEL 0120-50-4510

2024年08月22日 (木) 11時51分 #9941

081 クラフト封筒

Q198 2 ¥396

081 D11277x1135mm

Q398 2 ¥796

081 D11277x1135mm

Q398 2 ¥398

081 コピー用紙

Q498 2 ¥996

988 C-Zレジ袋特大 B ¥5

8点 小計 ¥2,591

合計 ¥2,591

(含む消費税等 ¥235)

(10%対象 ¥2,591)

消費税 ¥235

領収証 (クレジット利用)

2024年09月05日

様

¥11,835-

上記正に領収しました(消費税等 1075円を含みます)  
明細部分の◆印は軽減税率(8%)適用商品です  
株式会社ダイユーエイト 南相馬鹿島店  
福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
TEL 0244-67-1250  
※保管上のお願い 登録番号:T9380001000795  
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。



0001-4150-

\* 領収証明細 \*  
2024年09月05日(木)17:32 ｼﾞ\*0001

責No0000006501440065

240202内DK コピー用紙 B  
3コX単3945 ¥11,835  
合計 ¥11,835  
(内10% 対象額 ¥11,835)  
(内10% ¥1,075)  
(内税計 ¥1,075)  
(税合計 ¥1,075)  
お買上点数 3点  
\*\*\*\*ポイントコマースナル印字\*\*\*\*  
未付与P対象 ¥10,760  
ポイント明細  
お買上ポイント 107P  
合計ポイント 107P  
\*\*\*\*\* 会員募集中!! \*\*\*\*\*  
シートNo0530 店No00144

領収証

郡 俊彦 様 6年 8月 25日

但

上記正に領収いたしました

内 訳

|    |           |
|----|-----------|
| 税率 | 金額(税抜・税込) |
| %  | 消費税額等     |
| 税率 | 金額(税抜・税込) |
| %  | 消費税額等     |

コクヨ ウケ-1048

特定非営利活動法人  
かしま元気スポーツクラブ  
理事長 俣野 裕



DAIYU HOME CENTER  
8ダイユーエイト  
南相馬鹿島店 TEL 0244-67-1250

登録番号 T9380001000795  
いつもご利用頂き誠にありがとうございます  
ございます。商品の返品はレシートを  
ご持参の上、1週間以内に当店下  
2024年11月11日(月)17:56 ｼﾞ\*0001

責No0000001520081040

240202内DK コピー用紙 ¥789  
240202内DK コピー用 ¥3,945  
合計 ¥4,734  
(内10% 対象額 ¥4,734)  
(内10% ¥430)  
(内税計 ¥430)  
(税合計 ¥430)  
クレジット ¥4,734  
お釣り ¥0  
お買上点数 2点

領収証 (クレジット利用)

2024年11月12日

様

¥11,835-

上記正に領収しました(消費税等 1075円を含みます)  
明細部分の◆印は軽減税率(8%)適用商品です  
株式会社ダイユーエイト 原町店  
福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
TEL 0244-25-3220  
※保管上のお願い 登録番号:T9380001000795  
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。



0001-6701-5

\* 領収証明細 \*  
2024年11月12日(火)11:41 ｼﾞ\*0001

責No00000061120231019

240202内DK コピー用紙 B  
3コX単3945 ¥11,835  
合計 ¥11,835  
(内10% 対象額 ¥11,835)  
(内10% ¥1,075)  
(内税計 ¥1,075)  
(税合計 ¥1,075)  
お買上点数 3点  
\*\*\*\*\*ポイント情報印字開始\*\*\*\*\*  
ポイント明細  
お買上ポイント 107P  
合計ポイント 107P  
前回ポイント 167P  
総ポイント 274P

会員番号 2500002423596  
\*\*\*\*\*ポイント情報印字終了\*\*\*\*\*  
シートNo5255 店No00156

# 領 収 書

№

182

R6 年 11 月 17 日

郡 俊 秀 報 告 会

様

¥ 6,250 円

(内税)

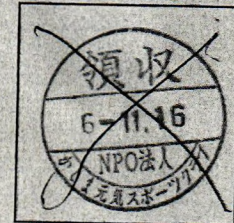
ただしこれは、R6 年度かしま交流センターコピー代として受領しました。

特定非営利活動法人 かしま元気スポーツクラブ

理事長 但 野 裕

登録番号：T4380005011380

|        |       |                 |        |
|--------|-------|-----------------|--------|
| 内<br>訳 | 【コピー】 | 14 円 × 1250 枚 = | 5000 円 |
|        | 【印刷】  | 円 × 枚 =         | 円      |
|        | 【用紙】  | 1 円 × 1250 枚 =  | 1250 円 |
|        | 【原稿】  | 円 × 枚 =         | 円      |



## 領 収 証 (クレジット利用)

2024年12月27日 (金)

様

¥ 11,835 -

上記正に領収しました(消費税等 1075円を含みます)  
明細部分の◆印は軽減税率(8%)適用商品です  
株式会社ダイユーエイト 南相馬鹿島店  
福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
TEL 0244-67-1250  
※保管上のお願い 登録番号:T9380001000795  
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。



\* 令頁又言正月糸田 \*

2024年12月27日(金)10:13 レシ0001

貴No0000244720241047

240202内 I D K コピー用紙 B  
3コX単3945 ¥11,835  
合計 ¥11,835  
(内10% 対象額 ¥11,835)  
(内10% ¥1,075)  
(内税計 ¥1,075)  
(税合計 ¥1,075)  
お買上点数 3点

\*\*\*\*\*ポイント情報印字開始\*\*\*\*\*

ポイント明細  
お買上ポイント 107 P  
合計ポイント 107 P  
前回ポイント 337 P  
総ポイント 444 P

会員番号 2500002423596

\*\*\*\*\*ポイント情報印字終了\*\*\*\*\*

レシNo8482

店No00144

## 領 収 書

№ 101

2024年 5月 19日

郡 俊彦

様

¥ 1,800 円

(内税)

ただしこれは、2024年度かしま交流センター利用料として受領しました。

特定非営利活動法人 かしま元気スポーツクラブ

理事長 但 野 裕

登録番号：T4380005011380

摘要

5/19 大井川 13~16  
@600×3h = 1,800

## 領 収 書

№ 203

R6年 8月 25日

市吹奏会(郡 俊彦)

様

¥ 2,400 円

(内税)

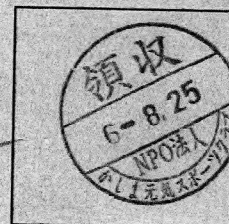
ただしこれは、R6年度かしま交流センター利用料として受領しました。

特定非営利活動法人 かしま元気スポーツクラブ

理事長 但 野 裕

登録番号：T4380005011380

摘要

大井川 8A-25A 12:30~16:30  
@600×4h = 2,400.-

# 領 収 書

No.

437

R6 年 11 月 17 日

郡優秀報告会

様

¥1,800 円

(内税)

ただしこれは、R6 年度かしま交流センター利用料として受領しました。

特定非営利活動法人 かしま元気スポーツクラブ

理事長 但 野 裕

登録番号：T4380005011380

摘要

大木-ル 11月17日(木) 13:00~15:00  
@600x2h = 1,800



# 郡俊彦の市政報告

鹿島版  
第4号

発行 2024年 8月 20日  
TEL・FAX 46・2249  
携帯 090 8784 4683  
南相馬市鹿島区南海老宇大森24

「わだい」ご希望の方にお届けします。

eメールは

kouri40@olive.ocn.ne.jp

ブログは「郡俊彦のブログ」で検索を

## 鹿島区民の皆さんへ

自治区の「予算枠」確保を目標に市議に立候補してから間もなく2年になります。

南相馬市政の現状として、明らかにウソの答弁とそれを調べず擁護する議会の姿が、8月議会までに明らかにされました。

そんな中でも、合併協定や自治区のあり方についての議論で、まちづくり事業（普通建設事業）

の自治区毎比率「2・2・2」を守る事については、否定できない状況となって来ました。

「古い話を今さら」という声は聞こえなくなりました。

しかし、各区の事業名についての一覧表は、市民に示されな

いままでです。  
国保基金も、卸キ口圏外への国補助を積み立てたものである

事はほぼ確定ですが、二重支給はそのままです。

「自治区の予算枠確保」と「国保基金問題」で、可能なあらゆる方法を検討しての努力を惜しまないつもりですので、さらなるご支援をお願いします。

「皆さんの声で市政を変える」まで頑張りたいと思います。



## 都合のよい数字のみ発表 「新市建設計画」再見直して

市は、このほど「新市建設計画」の再見直しが必要になり、パブリックコメントを実施し、すでに各区地域協議会に諮問し答申を得ています。

その中で示されている「参考資料②」の「新市建設計画・資料編」(概要)に各区別執行状況を載せ、6・2・2の約束は守られているとの説明しています。

都合の良い数字のみ示している説明となっており問題としては

① 合併時の計画(四事業)

③ そもそも合併から18年

④ 結論として、1826億円の全事業の内5千万以上とか1億円以上とかにし

に限った達成率で、その後追加された原町老人福祉センターや小高区市街地整備事業などが計算に入っていない

経過し、普通建設事業の総計は1826億円に達しており、四事業の決算額37億円を比較しても何の意味もありません。

例えば「広域消防鹿島分署・86億円」が、鹿島区事業として載っていますが、原町区は「広域本部建築」に合わせ、小高は、庁舎新築に合わせそれぞれ新しくなっていますが、計算に入りません。

隣の相馬市のホームページで各年度の予算を見ると、具体的事業名と金額等の分かりやすい一覧表が載っています。

今、デジタル化が進んで統計処理の技術も格段にアップしている中で、南相馬市だけが出来ないはずはありません。

## 合併特例債は「均衡ある発展」のための助成金

今回の再見直しの「参考資料①」では、「新市建設計画」というテーマで、合併特例法や合併特例債について解説しています。

その中では、「合併市町村の均衡ある発展を図る事を目的」とする事が繰り返し書かれています。合併によって、中心部

にかたよらない格差のない「均衡ある発展」が、自治法や合併協定と合わせた目標となっています。

合併特例債はそのための助成制度なのですが、「資料①」の「基本方針」の中では、「優位な財源のひとつ」とされていて、本来の目的が忘れられています。

合併特例債の政府の説明の中では、「均衡を図る」ためのつかい方として、「老人福祉施設」が具体的に示されています。前回の「新市建設計画」見直しの前年には、鹿島区地域協議会が「鹿島区ビジョン」をまとめて市長に提出していました。老人福祉センターの入

浴施設など、子供から老人まで利用できる施設をまとめていく構想でしたが、当てにしていた財源(タラシのお金)をはずされ、新庁舎建設や原町老人福祉センターが新規事業として入りました。鹿島区に知らせず、「均衡ある発展」にも反する見直しでした。

## 市民に知られる前に決める南相馬方式

南相馬市は、部内で決めてから、都合の良い内容だけ説明して進めるというあり方です。庁舎建設に係る執行部内

の会議録に「早めに市民を交えた検討は、意見が分かれば政治的に発展する事例が他市である事からある程度まとめた形で進めていく」

と記されています。多くの市民の皆さんが知るのには「決まった後」、都合の良い資料のみ提出と云う事になります。

南相馬市独特の住民不在です。ほとんどの市町村では、住民参加を重視しています。(次ページ下段へ)

## 格差をなくし「均衡ある発展」を！ 合併協定と「新市建設計画」の目標



# 国保基金 相馬市はほぼ全額減税に

左下の表が、相馬市と南相馬市の震災以降の国保会計基金の流れです。

相馬市分は同市のホームページから作成しました。

同市にも、東日本大震災後の特別な国補助は来ていましたが、基金に積み立てた分も毎年減税に回し、令和3年度には震災前の半分に減らしています。

その年の（場合によっては次年度の）減税に回ることになります。多額の補助金を計算間違えと誤って返還し、国から「毎年6〜7億もの返還を受けることは、交付そのものが適正でなかったということになるため、自主返還をしないようにとの指示があった」と当時の議会への説明です。

南相馬市の30\*圏外は、原発事故の賠償基準で「南相馬市の一部区域」として、特別な賠償金を受けています。区長会や市長の政府への要請により、同じ市内の差別解消のために国保会計に特別な補助金が来ていた可能性が濃厚です。いずれ「単年度主義の原則」を守れば、基金18億円は、当時の減税に回っていました。再検討を断乎求めます。

（前ページから）  
「大事な問題、意見の分かれそうな問題」は、まず議会に説明・相談し、市民に情報を提供し、住民や議会の意見を取り入れながら、合意を得る努力をする」と云うあり方が普通です。で

今回の「新市建設計画」再見直しは、パブリックコメントへの意見はゼロでした。

地域協議会へは、一方的な説明で、多くの市民の意見が反映されない中での承認という形となっています。9月定例議会に提案されますが、現状では事実上の事後承認と云う事になります。

何事も住民にまず情報を提供し、住民の意見を集約して決めるため、職員向けマニュアルを作って進めている所もあります。

南相馬市の現状は、時代遅れの住民不在、道義的にも問題です。



国保税は、国保会計から支払う医療費総額から2分の1程度の国県補助金等々を引いて、残りを所得割や個人割りで計算して、世帯毎の税額を決めることになっています。その年の必要分をその年に集める単年度主義です。南相馬市でも今年度から、議会で定めてから課税することとし、計算方式も国保会計のあり方に沿って、分かりやすく改善されました。今年度のような計算方式であれば、国からの補助金は全て、

国保基金残高比較

|       | 南相馬市      |            |      | 相馬市        |      |
|-------|-----------|------------|------|------------|------|
|       | 取崩額<br>億円 | 基金残高<br>億円 | 22年比 | 基金残高<br>億円 | 22年比 |
| 平成22年 |           | 1.09       | 1.0  | 2.00       | 1.0  |
| 23    | 1.00      | 0.09       | 0.1  | 4.49       | 2.2  |
| 24    | 0.00      | 0.09       | 0.1  | 4.18       | 2.1  |
| 25    | 0.00      | 8.51       | 7.8  | 4.13       | 2.1  |
| 26    | 5.61      | 5.74       | 5.3  | 4.13       | 2.1  |
| 27    | 0.00      | 6.82       | 6.3  | 5.49       | 2.7  |
| 28    | 0.00      | 12.39      | 11.4 | 4.98       | 2.5  |
| 29    | 0.00      | 18.87      | 17.3 | 4.51       | 2.3  |
| 30※   | 18.87     | 0          |      |            |      |
| 30新制度 | 4.40      | 14.47      | 13.3 | 2.83       | 1.4  |
| 令和元年  | 3.99      | 12.83      | 11.8 | 2.11       | 1.1  |
| 2     | 1.44      | 15.63      | 14.3 | 1.47       | 0.7  |
| 3     | 2.36      | 13.33      | 12.2 | 1.01       | 0.5  |
| 4     | 2.04      | 12.17      | 11.2 | 1.01       | 0.5  |

※ 制度が変わり以前の基金は必要無くなり一旦ゼロに、全額新しい基金に引き継ぐ

## 失われた鹿島区民の損失回復をどうする？

### 市政報告会へのご参加をお願いします

鹿島区民と地域協議会が、将来に向け、特色ある町づくり計画を作成出来る「算枠」の確保と、国保基金の二重支給問題についての再検討が、当面の目標となりました。

6・2・2は守られていると云うものの、古い数字で計算しています。今となっているかは口をつぐんだまま。守られていないとみるべきです。国保基金も矛盾に満ちた答弁のみです。

議会は真実の追及を妨害しています。最後は法的な手段に訴えてでもこのままでは置けないと思っていますが？報告会へのご参加を！

心より願います。

### 前回見直しの内容

2016（h 28）年1月25日の庁議資料から作成

| 棚上げされた事業   | 金額 億円 |
|------------|-------|
| ゴミ処理施設     | 73    |
| 鹿島区事業      | 21    |
| 小高区事業      | 14    |
| 原町区事業      | 10    |
| 合計         | 118   |
| 新規事業       |       |
| 新庁舎建設      | 60    |
| 小高市街地整備    | 30    |
| 原町老人福祉センター | 5     |
| その他        | 12    |
| 合計         | 107   |

左の表が、前回の「新市建設計画」見直し時の資料です。棚上げされた事業と新規事業を合わせると、小高区は16億プラス、原町区はマイナス5億、鹿島区はマイナス21億円です。

## みんなで守りたい

### 民主主義

日本軍が敗走を重ねるルソン島の山中で戦死した父の無念さを思いながら「戦争のない社会」のために生きようと誓って今日まで来ました。

「民主主義」が社会を良くし戦争を防ぐあり方と今も思っています。しかし、

今日日本は民主主義がおかしくなっています。南相馬市は一層おかしくなっています。

間違っていると思っても「云うと損する」「黙っている方が得」との思いで、一人ひとりが自由にものが言えなくなる、民主主義はこ

うした形で崩れていきます。



戦前は、天皇陛下に意見をいうと「不敬罪」ということとなり戦争を防げませんでした。

真実を求めて執行部を質すと「不穏当」となる南相馬市の現状は、民主主義と言論の自由を守る上でも、大問題です。

市民の皆さん、特に鹿島区の皆さんが、現状に関心をもち、まわりと話し合う事、おかしいと思う事について顔を上げてものを云う事が、地域の将来のため、民主主義を守るためになるのではないのでしょうか。

皆さんと力を合わせ、共に頑張っていきたいと思っています。

# 郡俊彦の市政報告

第9号

先 南相馬市鹿島区南海老字大森24  
TEL 0244 46・2249  
携帯 090 8784 4683  
「郡俊彦のブログ」で検索下さい

## 合併の約束とおりのあり方に

12月議会では、合併特例債枠の残り30億円について、「自治区」の地域協議会に取りまとめていただければ本意に思っている」と、前議会に続きさらに明快な答弁がありました。

新庁舎建設費用について「合併特例債555億円の枠に余裕がで、新庁舎建設費用が飲み込めると判断した」として市民も議会も中味を知らない中で決まった前回の「新市建設計画見直し」のあり方とは180度方針の変更です。

## 飲み込んだ経過は市民・議会不在

広域ゴミ処理施設建設中止で70億円不用になり、新庁舎建設費用を「新市建設計画」555億円から「飲み込めると判断した」との説明がホームページにのり、決まり方が「市民不在、議会はどうしたのか」との疑問が強まり、急ぎよ前回市議選に立候補しました。

「自治法違反」や「悪徳商法的説明」等、国会質疑などでは普通につかわれる表現が議事録削除になるなどが繰り返されましたが、「重要事項について市長はあらかじめ地域協議会にはからなければならぬ」との自治法の規定を守るあり方になりました。

## 合併の約束とは

政府はこの対策として、「合併すると周辺が寂れて、旧市町村毎に地域を配分し、区民の声を活かし独自まちづくり



## 調べない議会による市政への影響

### 100年のまちづくりに向け 課題の洗い出しは必用不可欠

前号でお知らせした懲罰勧告から、倫理条例違反報告までの一連の経過の特徴は、事実を調べない、証拠や資料を確認しないことです。

倫理条例の審査は、埼玉県鴻巣市議会の記録を参考にしています。議員の報告内容への疑問を4点について指摘しています。

南相馬市議会の場合、虚偽答弁があったのか、議

## 住民の声を集約して決める役割を担うこととされています。(同2024の7)

「新市建設計画」の見直しは今回が2回目です。

1回目(2024.11.27)年度で、全国的な建設工事の遅れによる5年間の期間延長によるものでしたが、庁舎建設費用に合併特例債をつかうことになりました。

同年6月の議会答弁を、10月に内部の検討で変更し、建設年次を2年早め、耐用年数を残しての「建設計画」となりました。

計画性のない突然の変更だったために、住民への説明は庁舎建設を表に出さず、地域協議会(2024.11.28)年1月への諮問が終わった後、

住民の声を集約して決める役割を担うこととされています。

2月に「70億円から新庁舎建設費用を飲み込んだ」重要な変更をするなど、様々な問題が残りました。(鹿島区の知らない鹿島区事業の棚上げ、自治法違反)

特に70億円の新たな財源について、議会議員が知らなかったり、庁舎建設が定例部長会で一度も議題になっていないなど、関係する内部のみで市の方針が決まるあり方でした。

「情報の共有」と「住民参加」をうたった「自治基本法」に反していました。

これが第1回目の見直しで、新庁舎建設(60億円)の他に、原町の老人福祉センター(55億円)、小高交流センター(30億円)が追加され、鹿島区のタラシ(牛

課題の洗い出しは行いません」との答弁でした。

次の議会で「課題抽出の結果を示す」成果品はありません」との答弁となり、行なっていない事

が明白になってい

ます。

2月に「70億円から新庁舎建設費用を飲み込んだ」重要な変更をするなど、様々な問題が残りました。(鹿島区の知らない鹿島区事業の棚上げ、自治法違反)

特に70億円の新たな財源について、議会議員が知らなかったり、庁舎建設が定例部長会で一度も議題になっていないなど、関係する内部のみで市の方針が決まるあり方でした。

「情報の共有」と「住民参加」をうたった「自治基本法」に反していました。

これが第1回目の見直しで、新庁舎建設(60億円)の他に、原町の老人福祉センター(55億円)、小高交流センター(30億円)が追加され、鹿島区のタラシ(牛

課題の洗い出しは行いません」との答弁でした。

次の議会で「課題抽出の結果を示す」成果品はありません」との答弁となり、行なっていない事

が明白になってい

ます。

しかし、

事実を証明する資料要求を懲罰する状況の中で、結果的に「執行部は間違っている

中長期財政計画は、令和12年度までとなっており、その先は見えませんが、(上の表を参照)

「中・長期を見据えた10年計画を」求め続けてきましたが、今後10年以内には、70億円

島開発20億円)外が計画期間外に棚上げされていました。

2回目は2024(16)年9月議会、今回の見直しで、前述の通り、自治法と合併の約束の基本が尊重されています。

島開発20億円)外が計画期間外に棚上げされていました。

2回目は2024(16)年9月議会、今回の見直しで、前述の通り、自治法と合併の約束の基本が尊重されています。

「真相解明しない市議会」

2025年12月議会記録が無いから解らないとの答弁について、「555億円から飲み込んだ経過」を知っていたのかと、当時の議員の皆さんに尋ねましたが、知っていた人はいませんでした。

調査委員会を設置し「議会軽視、真相解明を」と進むと思っていました。逆に「市長の説明を認めない都議員はおかしい」とする議事進行発言が繰り返される等、事実を確認しようとする、市民の

「真相解明しない市議会」

2025年12月議会記録が無いから解らないとの答弁について、「555億円から飲み込んだ経過」を知っていたのかと、当時の議員の皆さんに尋ねましたが、知っていた人はいませんでした。

調査委員会を設置し「議会軽視、真相解明を」と進むと思っていました。逆に「市長の説明を認めない都議員はおかしい」とする議事進行発言が繰り返される等、事実を確認しようとする、市民の

「真相解明しない市議会」

2025年12月議会記録が無いから解らないとの答弁について、「555億円から飲み込んだ経過」を知っていたのかと、当時の議員の皆さんに尋ねましたが、知っていた人はいませんでした。

調査委員会を設置し「議会軽視、真相解明を」と進むと思っていました。逆に「市長の説明を認めない都議員はおかしい」とする議事進行発言が繰り返される等、事実を確認しようとする、市民の

「真相解明しない市議会」

2025年12月議会記録が無いから解らないとの答弁について、「555億円から飲み込んだ経過」を知っていたのかと、当時の議員の皆さんに尋ねましたが、知っていた人はいませんでした。

調査委員会を設置し「議会軽視、真相解明を」と進むと思っていました。逆に「市長の説明を認めない都議員はおかしい」とする議事進行発言が繰り返される等、事実を確認しようとする、市民の

皆さんに市政の内容を伝える議会の役割がはたらいっています。

議事進行発言

「郡議員の一般質問に当たって、執行部がきちんと答弁しているのに、それを理解していないように同じことを繰り返して質問をするという目に余る状況がありました。これを

お聞きした市民は、議会は何かをすることを繰り返しているんだと批判を免れない、議会の品位に關わる聞くに堪えないもので、私にとっ

ては聞くに堪えないものであります。」

(2023年3月議会)

南相馬市議会会議録より

「郡議員の一般質問に当たって、執行部がきちんと答弁しているのに、それを理解していないように同じことを繰り返して質問をするという目に余る状況がありました。これを

お聞きした市民は、議会は何かをすることを繰り返しているんだと批判を免れない、議会の品位に關わる聞くに堪えないもので、私にとっ

ては聞くに堪えないものであります。」

(2023年3月議会)

南相馬市議会会議録より

「郡議員の一般質問に当たって、執行部がきちんと答弁しているのに、それを理解していないように同じことを繰り返して質問をするという目に余る状況がありました。これを

お聞きした市民は、議会は何かをすることを繰り返しているんだと批判を免れない、議会の品位に關わる聞くに堪えないもので、私にとっ

12月定例議会 一般質問

国保基金はいったん凍結し  
あるべき姿の検討を

基金について 市の説明と  
質問ではっきりした結果

- ◎ 医療費増嵩分を積み立てた結果 単年度主義によりその年度毎に歳入に入れて税額を計算すべきでした。
- ◎ 鹿島区だけでなく市全体に交付されたもの  
結果 全市にわたるものですが、単年度主義を守ってれば、その年に納めていた納税者の減税にあてられていました。
- ◎ 2重支給に当たらない。  
結果 30%圏内は、国補助により、100%全額免除されていました。100%以上の国補助はありません。100%以上分は、補助金の2重支給となりませんが。
- ◎ 当時の議会で条例を決めるので、今さらどうにもならない。  
結果 市独自の条例なので、「条例を変更することは可能」。

これまでの説明すべて崩れる

国保の基金が震災前に異常に積み上がった理由については、市の説明は全て根拠が崩れてしまっている(左の表参照)。

南相馬市の執行部答弁は、質問の趣旨をはぐらかす答弁が少なくありませんが、国保基金問題でも国が示す基準について、肝心の主文を読まないで、「但し……」の部分だけ説明し、取り崩さなかった理由にしています。

「当時の議会で決めてきたので今さら変更できない」との市長答弁もありましたが、12月の一般質問の最後に「市独自の条例なので、変更できない」と答弁が変わりました。しかし、基金の使途の変更

都市計画マスタープランとまちづくり

地域住民が連帯感を持ち協力し合うことが、高齢化する中で、災害が頻繁に起こる中で、一層に重要になる。地域住民が連帯感を持ち協力し合うことが、高齢化する中で、災害が頻繁に起こる中で、一層に重要になる。

地域を持続、発展させるために、にぎわいを生む中心地を設けることは必要であると認識しています。

都市計画マスタープランでは、どうなっておりますか。

答 各区の位置づけとしては、原町区の中心市街地を集約力のある広域的な商業地とし、鹿島区及び小高区の市街地では、地域の魅力を生かし、中心市街地との適正な機能分担と連携を図ることとしています。

郡 駅周辺を中心市街地として位置づけ、公共施設などをコンパクトに配置するため、の区画整理なども視野に入れた長期プランを検討すべきではないか。

答 都市整備の有効な手法であり、将来的な検討策の一つとして捉えている。

郡の市政報告会  
2月16日(日) 午後1時30分  
かしま交流センター  
将来に向け何が必要か、皆さんの願いを「語り合う会」にしたいと思います



郡 自治区毎の特色あるまちづくりのための予算枠を明示できる財政計画と予算編成が求められているが、南相馬市中長期財政計画について令和6年8月に策定をした。市としては、住民自治の推進を目指す地域協議会が設置されている趣旨に鑑み、今後、まちづくりに関する御提案等については、各区の

郡 自治区ごとの計画性のある財政運営のためには、長期にわたる投資可能額を検討すべきではないか。財政計画としてどう考えているか。

答 中長期財政計画を財政的な基準としつつ、さらに行政経営方針を踏まえ令和7

ことができず、国から同一市内の格差縮小のための補助があった事を、市側が理解できずに積み立てた以外の理由は見当たりません。

基金は今12億円残っています。いったん凍結してあるべき姿の検討を始めるべきです。

郡 財政難にどう対応するかというところは、職員個々に求める問題ではなく、執行部で議論をして示していくべきではないかと思えます。

郡 組織を挙げて複雑な課題に対応することを基本と考えている。

郡 地域協議会が取りまとめたいたればと思っている。具体的な協議・検討を進める中で、財政対策等の情報についても情報共有ができればと考えています。

郡 地域協議会が例えば将来を考えると、10年、20年スパンでどれだけのつかえるのかということが分からないと、住民に区画整理などを提起しようとしても困るのでないか。

答 住民の意見等を伺うこと

郡 引き続き業務効率化による業務量の縮減や業務内容の見直しを進めていきたいと考えている。

郡 令和13年以降の計画がない。まちづくり予算投資可能額と、市が検討している課題を中・長・短期に分けて具体的に示し、市民や議会との意見交換を繰り返して、これら事業の優先順位等についてのコンセンサスを得て進むべきではないか。

郡 中長期財政計画を財政的な基準としつつ、令和7年度行政経営方針を踏まえ策定しているものでございます。(庁舎建設以後の計画は見当たらず。)

郡 情報共有をいつまでもどこでもどの部署でも、市民に情報を公開し、率直に意見交換をできることが、自治基本条例のあり方です。

「市民とともに歩んでいくまちづくり」につながり、信頼関係が深まり、職員の精神的負担の軽減、メンテナンスの改善にもつながると考えますがいかがか。

(住民と情報を共有するための職員向けマニュアルを作り住民に情報を出し、条例や計画を策定している先進事例もある。)

郡 令和13年以降の計画がない。まちづくり予算投資可能額と、市が検討している課題を中・長・短期に分けて具体的に示し、市民や議会との意見交換を繰り返して、これら事業の優先順位等についてのコンセンサスを得て進むべきではないか。

郡 中長期財政計画を財政的な基準としつつ、令和7年度行政経営方針を踏まえ策定しているものでございます。(庁舎建設以後の計画は見当たらず。)

郡 情報共有をいつまでもどこでもどの部署でも、市民に情報を公開し、率直に意見交換をできることが、自治基本条例のあり方です。

「市民とともに歩んでいくまちづくり」につながり、信頼関係が深まり、職員の精神的負担の軽減、メンテナンスの改善にもつながると考えますがいかがか。

(住民と情報を共有するための職員向けマニュアルを作り住民に情報を出し、条例や計画を策定している先進事例もある。)